

第 71 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 25 年 12 月 13 日（金）13：00 ～ 14：25

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、中村委員、野呂委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府官房総括審議官、井内内閣府官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 59 号の答申「造船造機統計調査の変更について」
- (2) 諮問第 60 号の答申「科学技術研究調査の変更について」
- (3) 諮問第 61 号の答申「全国消費実態調査の変更について」
- (4) 諮問第 62 号「医療施設調査の変更について」
- (5) 諮問第 63 号「患者調査の変更について」
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第 59 号の答申「造船造機統計調査の変更について」

産業統計部会の西郷部会長から、資料 1 に基づき諮問第 59 号の答申案について説明が行われ、案のとおり採択された。

(2) 諮問第 60 号の答申「科学技術研究調査の変更について」

サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から、資料 2 に基づき諮問第 60 号の答申案について説明が行われ、案のとおり採択された。

(3) 諮問第 61 号の答申「全国消費実態調査の変更について」

人口・社会統計部会の白波瀬部会長から、資料 3 に基づき諮問第 61 号の答申案について説明が行われ、案のとおり採択された。

主な質疑は以下のとおり。

・資料 3 の 9 ページの今後の課題の中で、同じ調査でオンラインと紙媒体を併用する場合について触れられているが、「実査の円滑化」とは具体的にはどのような方策を考えているか。

→ここでは具体的な方策というよりも、基本的な方向性を示唆したものとなっている。いろいろな状況を想定しているが、提出方法が複数あることは、報告者にとって利便性は高まるものの、受付及び審査の過程において、調査実施者側の負担が大きくなるとも考えられる。オンライン調査にしたからそれで良いということではなく、地方公共団体との各種の連携を図っていただきたいということを記載している。

→部会の御報告については真摯に受け止めて、今後対応したい。今年、一時的に起きた事象に関しては、住宅・土地統計調査のデータが上がってくるピークに対応するよう設備は整えたものの、他省の統計調査と回答日が重なったために起きたものである。ただちに機器等を増強したので、同じような事象は発生しないようになっている。いずれにしても利便性の向上は、心がけていかなければいけない課題なので、各府省と連携しながら進めていきたい。

・同じ調査をオンラインと紙媒体で実施しても、オンラインの回答率が予想以上に低いということもあるので、なぜ低いのかについても研究する必要がある。全国消費実態調査に限った話ではないので、本委員会でこのような議論があったことを議事録に残し、総務省統計局を中心にしっかりと検討してほしい。

・オンライン調査については大きな問題でもあるので、次期基本計画にも取り上げたい。回答方法の選択肢が増えることは回答者にとってはメリットになるが、事務手続上は複雑になるところもある。オンライン調査では回答する曜日や時間が集中し易く、システム上ピーク時に備えた対応も必要だが、一方で過大投資にもなりかねない。曜日や時間帯による回答状況を把握して、今後のオンライン調査導入の基礎資料にしてはどうか。

→ピークについては、事業所調査と世帯調査では違いはあるだろうが、政府統計共同利用システムの使い勝手を良くしてくれないかとの意見もあるので、次期基本計画の中で議論したい。

- ・大学に行っている子供が同居しているか否かによる生計費の違いについて、集計結果には、誤解を受けることのないように、注記を記載するように留意してほしい。
- 全国消費実態調査においては、単身世帯の学生は調査対象から除いている。
- ・別の調査では、例えば、学生に関わらず単身世帯のデータを取ることができるが、その収入構造をみるとその多くが親からの仕送りである。ここでは、たとえ親と別居して単身世帯を構成していたとしても、その大学生が父母から独立した家計とみなすかどうかの問題が出てくる。本調査はあくまで世帯を単位として家計構造を把握することにその意味がある一方で、収入と実際の家計が必ずしも整合しない場合がある。学生の単身世帯を調査対象から除くことに伴って、実際の家計構造における過小又は過大評価の問題が生まれるので、集計や調査を説明する際に誤解のないよう工夫することが重要だと思う。
- 利用上の誤解が生じないよう説明等に留意していきたい。

(4) 諮問第 62 号「医療施設調査の変更について」

(5) 諮問第 63 号「患者調査の変更について」

総務省政策統括官室から資料 4 に基づき医療施設調査の変更について、資料 5 に基づき患者調査の変更について、それぞれ説明が行われ、人口・社会統計部会に付議されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・資料 4 の参考の 5 ページ、「3 特記事項」中、「(1) 統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況」において、政府統計共同利用システムでは調査票の提出状況の把握に多大な労力が必要なためオンライン調査が実施できないといった旨の記載がみられるが、政府統計共同利用システムでは、調査対象 ID を含む調査票情報を CSV 形式でダウンロードできる機能があり、対象名簿が電子データなら、簡単に管理できる。
- CSV 形式によるダウンロード機能は承知しているが、受付状況の詳細に係るトップ画面に施設名称を表示していただきたい。保健所等の経由機関における審査で医療施設台帳との照合をすることになっているが、医療施設台帳には調査対象 ID が記載されていない。このため、トップ画面に施設名称を表示していただければ、オンライン調査化による業務の増大が解消できることから、システムの改修要望を出しているものである。
- 今後現状や採り得る方策としてどのようなものがあるかについて、調査実施者のみならず関係府省の協力も得ながら、今後の部会審議の過程等を通じて確認・検討していきたい。
- ・この調査は、報告者に相当の負担をかけるものなので、行政記録情報等の活用も

含めて部会で審議していただきたい。

(6) 統計委員会専門委員の発令等について

樋口委員長から、資料6及び7に基づき、統計委員会専門委員の発令について報告があった。

(7) その他

次回統計委員会は、1月31日(金)の13時から、中央合同庁舎第4号館12階 共用1208会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>